

○国土交通省告示第五十九号

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第四条第八項第三号の規定に基づき、道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日

国土交通大臣 太田 昭宏

道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第四条第八項第三号の国土交通大臣が定める区分は、次のとおりとする。

一 専ら特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）第二条第三号の事業の用に供する事業用自動車

二 タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第二項に規定するハイヤー（前号に掲げるものを除く。）

附 則

この告示は、平成二十六年一月二十七日から施行する。